

社会福祉法人 敬愛
特別養護老人ホーム けいあいの郷影取
通所介護事業（介護予防通所介護事業） 運営規程

（目 的）

第1条 社会福祉法人敬愛が開設する特別養護老人ホーム けいあいの郷影取（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び指定介護予防通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「職員」という。）が、要介護状態（介護予防通所介護にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び指定介護予防通所介護を提供することを目的とする。

（運営方針）

第2条 指定通所介護の提供にあたっては、事業所の職員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 指定介護予防通所介護の提供にあたっては、事業所の職員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	特別養護老人ホーム けいあいの郷影取
所在地	横浜市戸塚区影取町 85-1
電話番号	045 (858) 3360
F A X	045 (858) 3361

（職 員）

第4条 事業所は、法令に基づき所定の職員を満たした上で、下記のように配置する。

- | | | |
|-----|---------|-------------------|
| (1) | 管理者 | 1名（常勤特養施設長兼務） |
| (2) | 生活相談員 | 1名（常勤兼務） |
| (3) | 介護職員 | 2名（常勤兼務） |
| (4) | 機能訓練指導員 | 1名（非常勤兼務） |
| (5) | 送迎職員 | 1名（常勤兼務）1名（非常勤兼務） |

2 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

3 事業の円滑な運営のため、利用者数及び利用状態に応じ、職員数を増減することができる。

（職 務）

第5条 職員は、事業所の設置目的を達成するため必要な職務を行う。

- (1) 管理者は、職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- (2) 生活相談員は、通所介護計画に基づき、利用者の生活相談及び援助に関する業務全般に従事する。
- (3) 介護職員は、利用者の生活介護に関する業務全般に従事する。
- (4) 機能訓練指導員は、利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に関する業務全般に従事する。
- (5) 送迎職員は、利用者の自宅と事業所間の送迎業務に従事する。

(利用定員)

第6条 事業所の定員は指定通所介護と指定介護予防通所介護あわせて次のとおりとする。

(1) 10名

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間、サービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 火曜日から土曜日まで(祝日も営業)とする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 営業日の8時30分から12時00分までとする。
- (3) サービス提供時間 9:00から12:00までとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 送迎を行う通常の実施地域は、横浜市戸塚区の一部(影取町・東俣野町・俣野町・小雀町)、栄区の一部(田谷町)、鎌倉市の一部(関谷町)、藤沢市の一部(西俣野町・柄沢町)とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 職員は、サービスの介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

(サービスの内容及び利用料等)

第10条 指定通所介護及び指定介護予防通所介護の内容は次のとおりとし、指定通所介護及び指定介護予防通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所介護及び指定介護予防通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- ① 日常生活動作の機能訓練
- ② ストレッチ
- ③ 生活指導、相談援助
- ④ 身体介護
- ⑤ 健康状態確認 体調傾聴
- ⑥ 送迎

2 利用料については、<別紙1>の利用料金表に掲載の料金により支払いを受ける。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、サービス提供を受ける際には医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員と確認し、心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意するものとする。

2 利用にあたって、体調不良等により通所介護に適さないと判断される場合は、サービスの提供を中止する事がある。

(秘密の保持)

第12条 職員は正当な理由なく業務上知り得た利用者または家族等の秘密を漏らさない。退職後も同様とし、秘密を漏らすことの無い様、必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に(年2回以上)避難・救出等訓練を行う。

(介護事故発生時の対応及び防止策)

第14条 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等、市区町村に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。

2 事故は発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

3 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

4 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その改善策を講じるとともに職員に周知徹底するものとする。

(苦情対応)

第15条 利用者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合、事業所は、速やかに事実関係を調査し、その結果改善の必要性の有無並びに改善方法について、利用者またはその家族等に報告するものとする。なお、苦情申立窓口は、事業所内掲示板に掲示された担当者とする。

(研修)

第16条 事業所は職員の資質向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、業務体制の整備を行うものとする。

①規採用時研修(採用後3か月以内)

②感染対策、事故発生防止、褥瘡対策、身体拘束廃止、看取り介護、年2回実施。

③行政等主催の外部研修への参加。

④その他必要に応じ随時。

(虐待防止のための措置)

第17条 施設は入居者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずる。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修を実施。

(2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期に開催。

(3) 虐待の防止のための指針を整備。

(4) 施設は、施設サービス提供中に当該施設の従事者又は養護者(入居者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第18条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人敬愛特別養護老人ホーム けいあいの郷影取の役員会において定めるものとする。

附 則

この規程は平成26年4月1日 施行

平成27年4月1日 施行

令和2年4月1日 施行

令和4年4月1日 施行

令和6年4月1日 施行